

お知らせ なんたん



第50号(2の1)平成20年2月8日発行

今回のお知らせ内容

— 2の1枚目(緑色) —

- 【表】・京都府心身障害者扶養共済制度をご存じですか
・「在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します
・「未成年心身障害者年金」を支給します
・障害者自立支援医療特別対策事業制度のご案内
- 【裏】・八木・美山図書室蔵書点検に伴う休館のお知らせ
・市立図書館主催「文化講演会」のお知らせ
・「京都一斉ライト・ダウン」にご参加ください!!
・第2回「町家芸市」開催のご案内
・丹波自然運動公園「バターゴルフ大会」のお知らせ
・「生涯学習フェスタ・文化協会発表会」開催案内
・「創業・経営革新 無料個別相談」のご案内
・猫の手貸します「中小企業の生き残り戦略」講演会
・氷室の郷「5色のひし餅作り講習会」のお知らせ

— 2の2枚目(オレンジ色) —

- 【表】・住基カードが即日交付できるようになりました
・市営住宅入居者を募集します
・軽自動車の廃車や名義変更などの手続きはお早めに
・<そのべ地域版お知らせ>

京都府心身障害者扶養共済制度をご存じですか

「心身障害者扶養共済制度」とは、障がいのある方の保護者が、生存中に一定の掛け金を納める制度です。保護者が死亡・重度障がいとなった際、障がいのある方へ終身一定額の年金が給付されます。障がいのある方の生活の安定と福祉の向上を図り、将来に対し保護者の抱く不安を軽減することなどを目的としています。

●障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる者(年齢は問いません)

- ①軽度以上の知的障がい ②身体障害者手帳1～3級を所持する者
- ③精神または身体に永続的な障がいがあり、①または②と同程度の障がいと認められる者(例えば、精神病、進行性筋萎縮(いしゅく)症、自閉症、難病など)

●加入できる保護者の要件

上記のいずれかに該当する障がいのある方を現に扶養する保護者(保護者とは、父母、配偶者、兄弟、祖父母、その他の親族など)で、次の全ての要件を満たしている者

- ①京都府内(京都市を除く)に住所があること。
- ②加入時の年齢が65歳未満であること。(毎年4月1日現在の年齢)
- ③現在、特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

●年金の支給額(加入者が死亡または重度障がいと認められた場合)

- ・1口加入者…月額2万円
- ・2口加入者…月額4万円

●掛け金 掛け金月額は、加入した時の年齢により異なります。障がい者1人につき、2口まで加入することができます。

●手続き ①加入等申込書、②住民票の写し(保護者および障がいのある方の分)、③申込書(被保険者)告知書(保護者の健康状態を告知する書類)、④心身障がい者の障がい種類・程度を証明する書類(身体障害者手帳・療育手帳および年金証書等年金管理者指定届出書)が必要となります。

●注意 平成20年度(4月)から、月々お支払いいただく掛け金が、現行の金額より高くなります。今年度(3月まで)に新規で加入される方と、4月以降加入される方では掛け金が大きく変わりますので、加入を検討中の方はお早めに申請してください。なお、進達の関係上、今年度分は2月29日(金)までの受付になりますので、ご注意ください。

詳細については、下記へお問い合わせください。申請を行う前に、ご相談いただくことをお勧めします。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します

重度身体障がい者を在宅で介護されている方を対象に、その介護従事者の精神的な負担の軽減を図ることを目的に、「在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します。

- 対象者 在宅の重度身体障がいにより寝たきりの状態が6ヵ月以上継続している20歳以上65歳未満の者を介護している者
※民生委員の確認が必要です。
- 支給要件 基準日(2月1日)現在に、市内に在住する対象者
※ただし、重度の身体障がい者が施設に入所しているとき、または病院などに3ヵ月を超えて入院しているとき、基準日前6ヵ月以内に市外から転入してきたときを除きます。
- 助成金額 年額6万円
- 申請方法 3月19日(水)午後5時15分(厳守)までに、社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課に備え付けの申請書で提出してください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「未成年心身障害者年金」を支給します

未成年心身障がい者の健全な成長と福祉の増進を図り、障がいのある方の精神的な負担の軽減を図ることを目的に、「未成年心身障害者年金」を支給します。

- 対象者 【住居】
平成19年4月1日現在において市内に3年以上居住している者
【年齢】
平成19年4月1日現在20歳未満で以下のいずれかに該当する者
【障がいの範囲】
身体障害者手帳1～2級所持者か療育手帳所持者、または日常生活を著しく制限されているか、介護の必要がある者で市長が認定した者
- 助成金額 年額2万円
- 申請方法 3月19日(水)午後5時15分(厳守)までに、社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課に備え付けの申請書で提出してください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

障害者自立支援医療特別対策事業制度のご案内

市内にお住まいで、身体障害者手帳3級をお持ちの方のうち、以下の対象となる方が受けられた特定の医療については、医療費の給付が受けられます。

対象者	対象医療
呼吸器の機能障害で、身体障害者手帳3級所持者	在宅酸素療法
ぼうこうまたは直腸の機能障害で、身体障害者手帳3級所持者	ぼうこうまたは直腸の機能障害となった原因疾患およびストマ周辺の感染防止などの治療

原則、医療費の1割負担で、所得に応じた毎月の上限額までの自己負担が必要です。

- 必要書類 ・障害者自立支援医療特別対策事業医療支給認定申請書
・同意書 ・健康保険証のコピー
・医師意見書 ・印鑑
・障害年金を受けられている場合は、年金証書など
- 申請用紙は下記の窓口にあります。詳しいことについては、ご相談ください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。